

2014年06月06日

沖縄県知事
仲井真 弘多殿

沖縄・生物多様性市民ネットワーク
おきなわ市民自治研究会
沖縄環境ネットワーク
日本自然保護協会
ジュゴンネットワーク沖縄
北限のジュゴンを見守る会
ジュゴン保護基金
ジュゴン保護キャンペーンセンター
沖縄リーフチェック研究会
奥間川流域保護基金
琉球列島を世界遺産にする連絡会
へり基地いらない二見以北10区の会
みんな宿ヤポネシア
ジュゴンの里
ニューウェーブトゥホープ
憲法9条・メッセージプロジェクト沖縄

連絡： 沖縄・生物多様性市民ネットワーク
吉川秀樹
Email: yhidekiy@gmail.com
携帯： 090-2516-7969

普天間飛行場代替施設建設に関わる公有水面埋立承認の判断基準に関する公開質問（要請）

2013年12月27日、仲井真弘多沖縄県知事は、沖縄防衛局の普天間飛行場代替施設建設に係る公有水面埋立承認申請を、公有水面埋立法の「基準に適合」しているとし承認しました。私たちは、知事の承認は、環境保全への十分な配慮を求める公有水面埋立法の第4条1項2号に反する可能性が高いと考えます。さらには、埋立地の利用について地方公共団体の法律に基づく計画との整合性を求める公有水面埋立法の第4条1項3号にも反する可能性が高いと考えます。

知事の「承認」は、「生活環境及び自然環境の保全は不可能である」（2012年2月）と知事自らが厳しい意見を突きつけた沖縄防衛局の「環境影響評価書」が、事業者である沖縄防衛局により補正されたことを根拠の一つにしています。しかしその補正が不十分であることは、埋立承認申請手続きにおける県環境生活部長の「生活環境及び

自然環境の保全についての懸念が払拭できない」（2013年11月）との意見に如実に示されています。それにも関わらず、埋立承認申請書を審査した県土木建築部は「現段階で取りうると考えられる保全措置が講じられており、基準に適合していないとは言えない」としています。ここには行政手続の合法性や公正性の確保の上で必須の各担当部局の判断と、それらを総合的に勘案した承認の可否手続の整合性が欠けています。私たちは、沖縄県庁がこのような多大な内部矛盾を抱えたまま、埋立てが承認されたことを全く納得していません。

土木建築部当銘健一郎部長は県議会で「2500ヘクタール以上の埋立てをやってきた長い埋立て運用実績の審査事項としてきた内容において判断してきた」（2014年3月4日県議会答弁）と「承認」の判断基準について答弁しています。しかしこれは「日本一の埋立て県である」と揶揄されるほど埋立てを認めてきたことを自負するだけの抽象的な答弁でしかなく、具体的な根拠の説明が欠落しており、全く不十分な回答です。問われているのは、判断基準とその根拠の正当性であり、各担当部局の判断を総合的に勘案して承認の可否判断に至る経緯の透明性です。

また主務部署である沖縄県土木建築部海岸防災課は、NGOとの交渉における埋立て承認の判断にあたっての説明で「専門家には聞いていない」「我々が判断した」（2014年1月20日）と答弁しています。今回の事業には国際的絶滅危惧種であるジュゴンやサンゴ類の保全、アルゼンチンアリなど外来種による生態系の破壊問題、米軍への提供施設であることにより生起する運用の問題等があります。これらの問題は、法令や条約に基づいた義務内容の履行の問題とも深く関係しています。そのような状況において「専門家不在」で公有水面埋立法の第4条1項2号ならびに第4条1項3号を満たしているかどうかの判断ができたとは考えられません。

知事は、県民多数が反対し、また沖縄県が「生物多様性基本法」に基づき策定した「生物多様性おきなわ戦略」が定める沖縄島北部圏域の将来像や重点施策に違背する埋立て事業の承認という自身の行為に関して、市民・県民に説明責任を果たす必要があります。前回の県知事選挙における公約で辺野古移設の見直しとしていたのですから、尚更に十分な説明の必要性があります。知事の埋立て承認に関しては裁判での争いへと発展していますが、司法の場とは別に、「環境影響評価書（補正）」への意見と公有水面埋立承認の間の大きな乖離についての説明が求められます。具体的な回答が望まれる問題点として私たちは、沖縄県知事に対して以下の質問への回答を求めます。速やかで真摯な回答によって、県知事が市民・県民への説明責任を果たされることを切に要望し要請とします。

記

埋立て承認の判断に関わった沖縄県土木建築部（特に海岸防災課）の職員に対して、

- ①ジュゴンの保全
- ②サンゴ類の保全
- ③海草藻場の保全
- ④外来種の問題
- ⑤米軍基地の運用に関する問題

これら 5 点について、1) 誰がどのような知見を持っているのか、2) その知見はどのようにして得られたものであるか（文献、研究調査、部署での経験から等）、3) そしてその知見をどのように承認の判断に反映させたかを具体的に示させること。

以上